平成 19 年 3 月期 中間決算短信(非連結)

平成 18 年 10 月 31 日

(百万円未満切り捨て)

上場会社名 SBIフューチャーズ株式会社 コード番号 8735

上場取引所 大証ヘラクレス G 本社所在都道府県 東京都

(URL http://www.ecommodity.co.jp/)

役職名 代表取締役 役職名 取締役管理本部長 者 問合せ先責任者

氏名 貴行 氏名

TEL (03)3663 - 6122 入江

役職名 決算取締役会開催日 平成 18 年 10 月 31 日

単元株制度採用の有無無

親会社等の名称 SBIホールディングス株式会社(コード番号:8473)

親会社等における当社の議決権所有比率 61.9%

1 . 18 年 9 月中間期の業績(平成 18 年 4 月 1 日~平成 18 年 9 月 30 日)

(1)経堂成績

<u>、 </u>						
	営業収益		営業利益		経常利益	
18年9月中間期	百万円 541	% 19.7	百万円 101	% -	百万円 129	% -
17年9月中間期	674	-	60	-	61	-
18年3月期	1,327		110		109	

	中間(当期)純利益	1 株当たり 中間(当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益		
18 年 9 月中間期 17 年 9 月中間期	百万円 % 78 - 2 -	円 銭 2,296 41 85 54	円 銭 		
18年3月期	8	259 55			

持分法投資損益 18年9月中間期 - 百万円 17年9月中間期 - 百万円 18年3月期 (注) - 百万円 期中平均株式数 18年9月中間期 34,193株 17年9月中間期 31,604株 18年3月期 31,680株 会計処理の方法の変更無

営業収益、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率を示し ております。なお、17年9月中間期については、中間財務諸表作成初年度であるため、前年同期との比較分析 は行っておりません。

18年9月中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、ストックオプション制度導入に伴う新株予約権の残高はありますが、中間純損失が計上されているため記載しておりません。なお、17年9月中間期及 び18年3月期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、当社株式が非上場であったため、 期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(2)財政状態 (百万円未満切り捨て)

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	1 株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
18 年 9 月中間期	9,394	2,528	26.9	71,313 27
17年9月中間期	8,388	2,040	24.3	64,248 72
18年3月期	9,373	2,045	21.8	64,422 51

(注) 期末発行済株式数 18年9月中間期 35,457株 17 年 9 月中間期 31,756 株 18年3月期 31,756株 期末自己株式数 18年9月中間期 - 株 17年9月中間期 - 株 18年3月期 - 株

(百万円未満切り捨て) (3)キャッシュ・フローの状況

<u> </u>	- V ///// -		(H				
	営業活動による	投資活動による	財務活動による	現金及び現金同等物			
	キャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー	期末残高			
	百万円	百万円	百万円	百万円			
18 年 9 月中間期	152	302	530	1,314			
17 年 9 月中間期	277	4	28	1,079			
18年3月期	214	213	28	934			

2 10 年 3 日期の業績 3 相 (平成 18 年 4 日 1 日 ~ 平成 10 年 3 日 31 日)

2 · 10 〒 J /J ※11075	木 帜 」 心 (· ¬ /	T J /J V I H /
	営業収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	1.072	245	196

(参考) 1 株当たり予想当期純利益(通期) 5,552 円 77 銭

3 . 配当状況 _

・現金配当	1 株当たり配当金(円)						
	中間期末	期末	年間				
18年3月期							
19年3月期(実績)							
19年3月期(予想)							

上記の予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確定な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としています。実際の業績はリスク要因や不確実な要素によって記載の予想数値と異なる結果となる可能性があります。

1.企業集団の状況

当社の企業集団は、当社及び親会社であるSBIホールディングス株式会社により構成されています。当社の事業内容は、オンライン取引(1)による商品取引受託業務を主たる事業として、他に外国為替取引事業および商品投資販売事業(2)を行っております。

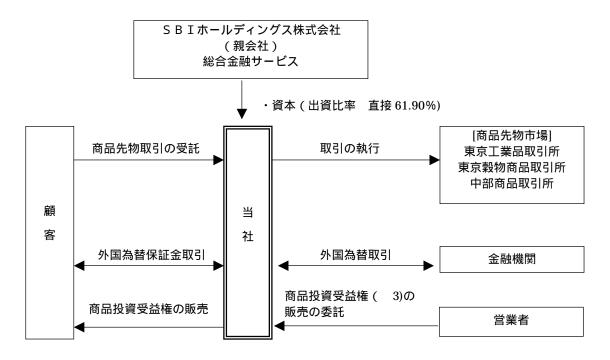
(1)事業内容

商品取引受託業務において顧客から徴収する委託手数料の体系は、委託者が、登録外務員の資格を有する当社役職員による取引の助言を受けながらオンライン取引を行うサポートコースと、取引の助言を受けずに割安な委託手数料でオンライン取引を行うセルフコースの2コースがあり、次に掲げる各商品取引所の各上場商品について受託業務及び自己売買業務を行っております。

TOTAL SHAPE BOOK IN	— WI THE !	
取引所名	市場名	上場商品名
東京穀物商品取引所	農産物市場	とうもろこし、大豆ミール、一般大豆、Non-GMO 大豆、小
		豆、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
	砂糖市場	粗糖
東京工業品取引所	貴金属市場	金、銀、白金、パラジウム
	アルミニウム市場	アルミニウム
	ゴム市場	ゴム
	石油市場	ガソリン、灯油、原油
中部商品取引所	石油市場	ガソリン、灯油

(2)事業系統図

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- 1 「オンライン取引」とは、委託者が、当社の営業所以外の場所に設置したコンピューター又は携帯情報端末等の電子機器によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して、売買注文等を発注し、当該売買注文等が機械的に認識・処理される取引であります。
- 2 「商品投資販売事業」とは、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、同法第二条第二項に規定 される商品投資契約の締結又は代理、媒介及び同法第二条第三項に規定される商品投資受益権の販売又は代 理、媒介を行う事業であります。
- 3 「商品投資受益権」とは、商品投資契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利の他、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」第二条第三項に規定される権利であって、当該権利を表示する証券又は証書が証券取引法第二条第一項第六号、第九号又は第十一条に掲げる有価証券(同項第九号に掲げるものにあっては、同項第六号の証券又は証書の性質を有するものに限る。)である権利以外の権利であります。

2.経営方針

(1)会社の経営の基本方針

当社は、革新的な金融イノベーターとして新たなステージを目指すSBIグループの1社として、 顧客中心主義に徹することで創出される顧客価値を土台として、株主価値・人材価値との相乗効果 を働かせ企業価値の極大化を図ることを経営の基本方針としております。

また、オンライン取引を活用する投資家のニーズに沿ったサービスの提供、即ち「顧客中心主義」に徹したサービスを提供することにより、商品先物取引の変革と発展に貢献すること、及びコモディティ(商品)分野を核として無体物のフューチャーズ(先物)などへと事業領域を拡大し、投資家・消費者の皆様に新たな投資機会及びリスクヘッジ手段を提供することを目指しております。

(2) 会社の利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、収益状況に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

(3)投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

当社は、株式会社大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に平成18年5月31日に上場いたしましたが、当社株式の適切な流動性を確保すべく、株式分割等による投資単位の引下げに努めてまいります。

(4)目標とする経営指標

当社は、中長期的な企業価値増大のため、企業価値の土台である顧客価値の指標として、商品先物取引に係る委託者数・預り証拠金・未決済建玉・委託売買高を重要な経営指標としております。平成18年9月末の委託者数は3,093名(対前年同期比14.7%増)、預り証拠金は6,368百万円(同10.1%増)、未決済建玉は19,845枚(同9.7%減)、当中間会計期間の委託売買高は864千枚(同27.3%増)となっており、その一層の拡大を目指しております。

(5)中長期的な会社の経営戦略

当社は、事業基盤をより強固なものとするため、コアビジネスである商品取引受託業務に経営資源を集中することにより、業界最多の委託者数を獲得することを目指し、次の施策に取り組んでおります。

情報・システム・手数料の3つの差別化

より多くの顧客に当社を選択していただくためには、情報・システム・手数料の3つの項目について顧客ニーズに応えることによる差別化が必要と認識しております。当社は、この認識のもと顧客の投資判断に有益な投資情報の提供、 急速に普及した高速通信インフラを活用したサービスの提供、 顧客ニーズに即した魅力ある手数料の提供、に取り組んでおります。

競争優位性の維持と強化

当社は、オンライン取引を主とする商品先物取引事業について、ビジネスモデル及び事業ノウハウ並びに営業資産において競争優位性を保持しているものと認識しております。当社は、この競争優位性を維持・強化するため 低コスト運営体制の維持、 コンプライアンスの徹底及びSBIブランドの活用による社会的信用力の向上、 取引システムの適時増強及び障害発生時の人的・システム的補完機能の充実によるサービスの安定提供、に取り組んでおります。

(6)会社の対処すべき課題

当社が経営資源を重点的に投入している商品先物取引事業におきましては、全国商品取引所出来高が2期連続で減少しており、商品先物取引業界を挙げて出来高回復のための振興策に取り組む状況にありますが、その成否は定かではなく、今後の見通しについては予断を許さない事業環境となっております。

しかしながら、このような事業環境下におきましても、当社の商品先物取引事業は確実な成長を 続けており、今後、更なる成長を遂げるためには、当社の競争優位性をより一層強化することが必

要不可欠と認識しております。

このような認識のもと、当社といたしましては、以下の施策に取り組んでいく方針であります。

「3つの差別化」の推進

当社は、システム、情報、手数料の3つの項目について差別化を図ることにより、商品先物取引事業を拡大していく方針を採っております。今後も、高速通信インフラを活用したサービスの提供を主として、顧客の投資判断に有益な情報、魅力ある手数料を提供し、他社との差別化を推し進めてまいります。

サービスの安定提供

当社は、インターネットを主たるサービス提供チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。今後におきましても、顧客数及びトランザクションの増加に伴い、適時、システムの増強を実施する方針であります。

コンプライアンス体制の強化

当社はこれまで、法令遵守のための内部管理組織を整備し、法令その他の規則の遵守を徹底し、 顧客からの信頼を維持するよう努めてまいりました。今後におきましても、顧客数及び委託売買 高の増加に伴い、コンプライアンス体制の一層の充実が必要であると考えており、人員の補強等、 コンプライアンス体制の強化に努めていく方針であります。

社会的信用の獲得

当社は、当社が更なる成長を遂げるために、一層の社会的信用を得ることが必要であると考えております。これまでも、コンプライアンスの徹底や、自社ウェブサイトにおける委託者数及び委託売買高の月次開示、SBIグループのコーポレートブランドを冠する商号への変更等を通じて社会的信用を得られるよう努めてまいりました。今後におきましては、引き続きコンプライアンスの徹底を図るとともに、財務状況及び業務状況の積極的な開示等により、社会的信用を得られるよう努めてまいります。

(7) その他、会社の経営上の重要な事項(役員との間の重要な取引に関する事項等) 該当事項はありません。

3.経営成績及び財政状態

(1)経営成績

当中間会計期間における我が国経済は、輸出、生産、設備投資が増加を続け、企業収益が高水準で推移する中、雇用者所得も緩やかに増加、個人消費も増加基調にあるなど、景気は緩やかな拡大 を続けました。

このような経済環境のもと国内商品先物市場におきましては、貴金属・石油・穀物等主要な上場商品市況が軟調或いは方向感の定まらない展開となり、個人投資家にとって投資妙味に乏しい相場環境となりました。

この結果、当中間会計期間における全国商品取引所出来高(オプション取引含む)は4,764万枚(前年同期比8.8%減)、当中間会計期間末における全商品取引所の合計取組高(注1)は113万枚(同30.9%減)に減少いたしました。中間会計期間における全商品取引所出来高の5,000万枚割れは平成11年9月中間期以来、月末時点における合計取組高の120万枚割れは平成に入って以降初めてであり、平成12年10月設立の当社にとっては設立来経験したことの無い、厳しい事業環境となりました。

このような厳しい事業環境の中、当社は、商品取引受託業務に注力し、特に取引システムの安定性と耐障害性の向上に重きを置き、サーバーの増強や各種システムの再構築など、委託者により安心してご利用いただける取引環境の構築に努めました。また、委託者の利便性の向上を目的として、デイトレーダーを始めとする活発に取引する委託者を主なターゲットとしたトレーディングツール「リアルトレード」のバージョンアップを実施いたしました。

このような取り組みの結果、商品先物取引に係る営業資産は、当中間会計期間末委託者数は3,093人(前年同期比14.7%増)、委託売買高は864千枚(同27.3%増)、預り証拠金は6,368百万円(同10.1%増)に増加いたしました。

しかしながら、取組高の減少に伴う市場流動性の低下及び商品先物市況の軟調等を理由に、委託手数料単価の廉価な日計り取引(注2)の委託売買高に占める比重が高まったこと、及び委託売買高が伸び悩んだことから、商品先物取引に係る受取手数料は536百万円(同8.8%減)に減少いたしました。

また、繰延税金資産につきまして、当中間会計期間末において事業計画が未達となったことに伴い、今後の回収可能性を保守的に判断した結果、繰延税金資産取崩しによる法人税等調整額30百万円を計上いたしました。

以上の結果、営業収益は541百万円(同19.7%減)、営業損失は101百万円(前年同期は営業利益60百万円)、経常損失は129百万円(前年同期は経常利益61百万円)、中間純損失は78百万円(前年同期は中間純利益2百万円)となりました。

- (注)1.「取組高」とは、商品先物市場において約定した取引のうち、未決済の取引を言います。
 - 2.「日計り取引」とは、新たに建玉する取引と、その建玉を反対売買により決済する取引を、同一日に 行うことを言います。

主な収益、費用の状況は以下のとおりであります。

営業収益

当中間会計期間の営業収益は541百万円(前年同期比19.7%減)となりました。

営業収益が減少した主な要因は、商品先物取引に係る受取手数料が536百万円(前年同期比8.8%減)に減少したことによるものです。

営業費用

当中間会計期間の営業費用は、643百万円(前年同期比4.7%増)となりました。

営業費用が増加した主な要因は、サーバーの増強や各種システムの再構築等設備投資の実施によるものです。

(2) 当事業年度の見通し

当社が経営資源を重点的に投入している商品先物取引事業におきましては、平成17年5月の商品取引所法改正の影響を受け、前期まで2期連続して全国商品取引所出来高が減少しております。この状

況を受け、商品先物取引業界では、業界を挙げて出来高回復のための振興策に取り組む状況にありますが、当中間会計期間におきましてもその効果は見られず、当中間会計期間における全商品取引所出来高は平成11年9月中間期以来の水準にまで低迷しております。

このような状況のもと、当社はインターネット取引システムの改良による顧客利便性の向上や顧客の投資判断に有益な情報の提供に努め、商品先物取引に係る営業資産の増加に努める方針です。

しかしながら、今後の商品取引事業を取巻く事業環境につきましては、当中間会計期間において、 業界団体等による市場振興策の具体策が見られず、当社が設立以来経験したことの無い状況にまで 低迷する状況となっていることから、今後の見通しを予想することが一層困難になっております。 そのため、営業収益につきましても、過年度の経験をもって予測することが困難な状況となってお ります。

これらの状況を勘案し、当事業年度の業績としまして、営業収益1,072百万円、経常損失245百万円、当期純損失196百万円を見込んでおります。

(注)上記の見通しは、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき当社で判断したものであります。実際の業績は、商品先物市場の動向に強い影響を受けることがあるほか、今後様々な要因によりこれら見通しと大きく異なる結果となる可能性があります。

(3)財政状態

資産、負債、純資産の状況

(流動資産)

株式公開に伴う資金調達により現金及び預金が増加した一方で、国内商品先物市況が調整局面を向かえたことから差入保証金が大幅に減少した結果、当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ63百万円減少し、8,266百万円となりました。

(固定資産)

商品先物取引システムに係る設備投資に伴い、新規にソフトウェア135百万円、器具及び備品57百万円を取得したことを主因に、当中間会計期間末における固定資産は前事業年度末に比べ83百万円増加し、1,127百万円となりました。

(流動負債)

国内商品先物市況の低迷により委託者に係る預り証拠金等が減少したことにより、当中間会計期間末における流動負債は前事業年度末に比べ474百万円減少し、6,641百万円となりました。

(固定負債)

外部委託の適格退職年金の運用が前事業年度末から伸び悩み、退職給付引当金が発生したため、 当中間会計期間末における固定負債は前事業年度末に比べ12百万円増加し、12百万円となりました。 (特別法上の準備金)

前事業年度末において商品取引責任準備金の残高が積立最高限度額に達したことにより当事業年度における積立を停止し、また、商品取引事故による損失1百万円の補填のため商品取引責任準備金を取り崩した結果、当中間会計期間末における特別法上の準備金は前事業年度末に比べ1百万円減少し、211百万円となりました。

(純資産)

中間純損失の計上により利益剰余金が78百万円減少した一方、大阪証券取引所へラクレス市場への株式上場に伴う公募増資等により、資本金が229百万円、資本剰余金が330百万円増加した結果、当中間会計期間末における純資産は前事業年度末に比べ482百万円増加し、2,528百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末に比べ380百万円増加し、1,314百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。 (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は152百万円となりました。主な増減の内訳は、調整局面を向かえた商品先物市況の影響を受け、委託者先物取引差金(借方)の増加により969百万円、預り証拠金の減少により398百万円資金が減少いたしましたが、差入保証金の減少により1,260百万円、その他

債権債務の増減により120百万円、キャッシュ・フローを伴わない減価償却費の計上により87百万円 資金が増加いたしました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は302百万円となりました。これは主に、商品先物取引受託業務に 係る設備投資に伴い、固定資産を取得したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果調達した資金は530百万円となりました。これは、株式の上場による公募増資及び新株予約権の行使による増資に伴い、株式の発行による収入があったことによるものであります。

(4) 事業等のリスク

当社の事業その他に関するリスクについて、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、必ずしもかかるリスク要因に該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。当社は、これらの潜在的なリスクを認識した上で、その回避ならびに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は平成19年3月期中間決算短信開示日(平成18年10月31日)現在において判断したものであります。

事業環境の変化による影響

a. インターネット自体及びインターネット取引の発展について

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとする商品取引受託業務を行っており、インターネットのさらなる普及及びインターネット商取引の発展が当社の成長にとっての不可欠な条件であります。

しかしながら、インターネットの歴史は浅く、今後も順調に利用者数が増加する保証はありません。また、インターネットを利用した犯罪が誘発されるなどの弊害も生じていること、及びかかる弊害に対してインターネットの利用に関する規制が導入されるなどの要因により、その普及を阻害される可能性もないとは断言できません。今後のインターネットの更なる発展が実現しない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 技術革新への対応について

IT関連技術は技術革新が継続しており、新技術の登場により、業界の技術標準または顧客の利用環境が変化します。これらの新技術への対応が遅れた場合、当社の提供するサービスが、陳腐化・不適応化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。また、新技術の適合のために、新たな社内体制の構築及びシステム開発等の多額の費用負担が発生する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 商品先物市場について

当社は、商品取引受託業務に係る委託手数料が営業収益の大半を占めております。そのため、商品先物市場の出来高・取組高等の動向に強い影響を受けることがあります。商品先物市場は、商品の需給動向、為替動向、金利、国際情勢、国内外の主要金融・商品市場の動向、投資家の心理等の様々な要因の影響を受け、商品価格の下落や過剰な価格変動等により、出来高・取組高が減少することがあります。

今後、商品先物市場において出来高・取組高が低下していった場合、当社の業績に悪影響を 与える可能性があります。また、政府は商品先物市場に係る制度改革を推し進めており、将来 における法改正等については現段階で予測できないものの、その内容によっては当社の業績に 影響を及ぼす可能性があります。

現在の事業内容に関するリスク

a.事業概要及び業績について

当社の事業内容は、主にインターネット及びコールセンターを通じた商品取引受託業務であります。商品取引受託業務には、自社が委託者から取引の委託を受け、商品市場においてその取引を執行する「受託」と、自社が委託者から取引の取次ぎの委託を受け、他の商品取引員へ

取引を取次ぎ、当該他の商品取引員が商品市場において取引を執行する「取次ぎ」の2形態があり、当社は、平成13年1月より「取次ぎ」による商品取引受託業務を開始した後、平成16年11月に商品取引員の許可の区分を「取次ぎ」から「受託」に変更し、東京工業品取引所及び東京穀物商品取引所並びに中部商品取引所に開設されている商品市場において「受託」による商品取引受託業務を開始いたしました。また、同年12月より各商品市場における取次ぎ業務を順次廃止し、平成17年11月をもって全ての商品市場について取次ぎ業務を廃止いたしました。

当社の業績は、平成12年10月の設立の後、平成13年1月より商品取引受託業務を開始し、第2期(平成14年3月期)に東京ゼネラル株式会社及び太陽ゼネラル株式会社(現トリフォ株式会社)から会社分割によりそれぞれの取引顧客の移管を受けたことにより黒字転換し、第2期以降連続して黒字決算となっております。当社は、営業収益の多くを商品先物取引に係る委託手数料が占めており、その他の営業収益として、システムの販売、運営、保守、ASP等システム売上高を計上しておりますが、これらは一時的な収益であり定期的又は安定的な収益でありません。また、取次ぎ業務の順次廃止と受託業務の開始に伴い、第5期(平成17年3月期)より、取次ぎ業務に係る取次ぎ先への取次委託手数料に代わり、受託業務に係る取引所等への諸会費等を納めることととなっております。

以上のとおり、当社の設立は平成12年10月と社歴が浅く、また事業展開の変化及び収益構造の変化が生じております。したがって、過年度の経営成績だけでは、今後の当社の業績判断する材料としては不十分である可能性があります。

なお、当社の最近5事業年度の主な業績の推移及び商品先物取引委託者数の推移は以下のとおりであります。

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
営業収益	(千円)	872,239	1,374,306	1,354,737	1,388,985	1,327,779
うち商品先物取引に係		846,933	1,264,228	1,190,115	1,281,874	1,235,782
る受取手数料						
うちその他営業収益		23,500	103,680	134,950	87,617	74,000
(システム売上等)						
販売費及び一般管理費	(千円)	831,102	1,210,221	1,231,013	1,289,008	1,217,603
うち取次委託手数料		139,923	197,762	196,054	147,882	365
うち取引所等関係費		1,486	1,861	2,199	52,979	162,613
経常利益	(千円)	37,666	165,455	97,205	99,116	109,675
当期純利益	(千円)	11,100	81,197	46,830	15,573	8,222
商品先物取引 委託者数	(人)	2,270	2,485	2,410	2,482	2,905
うちセルフコース		1,317	1,553	1,684	1,815	2,235
うちサポートコース		953	932	726	667	670

b. 商品取引責任準備金について

商品取引員は、商品取引所法第221条第1項の規定により、商品取引事故による損失に備えるため、商品市場における取引等の取引高に応じ、同法施行規則第111条に定める額の商品取引責任準備金を積み立てなければならない、とされております。

商品取引責任準備金の積み立ての方法は、日本商品先物取引協会の定める「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に規定されており、同規則第3条の規定による額を、同規則第4条による積立最高限度額に達するまで、毎月、積み立てなければならないとされており、その積立額が、営業年度終了の日において、積立最高限度額を超えている場合は、その超えている金額を取り崩すことができ、また、営業年度終了の日において、積立最高限度額に達していたときは、以後の積み立てを停止することができます。積み立てを停止した場合において、積立最高限度額の増額や商品取引責任準備金の取崩しにより積立額が積立最高限度額を下回ったときは、同規則第6条の規定により、営業年度終了の日に一括して積み立てる方法、又は営業年度の途中で同規則第3条の規定による額の積立てを再開し営業年度終了の日において積立最高限

度額に不足がある場合はその不足額を営業年度終了の日に一括して積み立てる方法、のいずれかの方法により積み立てを再開しなければなりません。

なお、平成19年3月期につきましては、平成18年3月期の営業年度終了の日において積立最高限度額に達していたことから以後の積み立てを停止し、営業年度の途中において積立最高限度額の増額や商品取引責任準備金の取崩しにより積立額が積立最高限度額を下回った場合は、営業年度終了の日に一括して積み立てる方法を採っております。

以上のとおり、当社の商品取引責任準備金の積立額及び積立最高限度額によって、特別利益 又は特別損失が増加又は減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、営業年 度終了の日における取り崩し又は積み立ての額は、日本商品先物取引協会の定める「商品取引 責任準備金の積立て等に関する規則」第4条の規定により、営業年度終了の日を経過するまで確 定しません。したがって、半期或いは四半期の経営成績だけでは、通期の業績を判断する材料 としては不十分である可能性があります。

c. 新規参入及び競合について

当社は、オンライン専業商品取引員として事業を拡大してまいりましたが、平成16年12月末の委託手数料の完全自由化及び平成17年5月の商品取引所法改正など商品先物市場の信頼性・簡便性の向上により、新たにオンライン専業商品取引員が新規参入するなどして競争が激化する可能性があります。当社は、顧客ニーズにマッチしたサービスを提供し、既に一定の委託者数・預り証拠金等の営業資産を有することから、当業界において比較的優位な状況にあると認識しており、今後も、「顧客中心主義」に基づくサービスの提供及び利便性の向上に努めることにより、優位性を維持できるものと考えております。

しかしながら、今後、競争が激化した場合に、当社がオンライン商品先物取引事業において 優位性を構築・維持できる保証はなく、当社の営業収益が低下する可能性があり、当社の経営 成績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 商品取引受託業務について

商品先物取引は、実際の商品の総代金ではなく、定められた額の証拠金を担保として預託して行う取引であります。そのため、委託者は、証拠金の額に比して多額の利益になることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失が発生することがあります。

当社では、受託業務に係る管理部門である業務管理グループが、預託した証拠金以上の損失の発生を抑制するため、委託者の取引状況を管理し、電話等による注意喚起を行い、状況に応じて取引を制限する等の措置を講じております。

しかしながら、商品市況の変化に伴い、預託されている証拠金を超える損失が発生した場合において、その総額または発生件数によっては、無担保未収金の増加により貸倒引当金の積増しを行うことが必要になる、或いは貸倒損失が発生するなど、当社の経営成績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。平成18年9月30日現在における、当社の無担保未収金の総額は27,296千円であり、当該無担保未収金に対する貸倒引当金の総額は10,504千円となっております。

e. システムについて

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとしているため、オンライン取引システムの 安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んで おります。

しかし、オンライン取引システムに関しては、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピューターウィルス、サイバーテロのほか、災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。何らかの理由によりシステム障害が発生し、その障害への対応が遅れた場合、または適切な対応ができなかった場合には、システム障害により生じた損害の賠償を求められたり、当社のシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し顧客離れが生じたりするなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

f. 法的規制について

イ.商品取引受託業務の許可

当社は商品取引受託業務を営むため、商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受けております。商品取引受託業務は、商品取引所法、同法施行令、同法施行規則等の関連法令、商品先物取引所が定めた受託契約準則、その他当業界の自主規制団体の日本商品先物取引協会が定めたガイドラインの適用を受けております。

当社及び当社の役職員が、商品取引所法等の法令に違反し、許可の取消、改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に支障をきたし、或いは当社の 業績に影響を及ぼす可能性があります。

口. 日本商品委託者保護基金

商品取引員は、委託者保護のために、商品取引所法に基づき政府が承認した委託者保護基金に加入することが義務づけられており、当社は日本商品委託者保護基金()に加入しております。日本商品委託者保護基金は、基金の会員である商品取引員が破綻した場合には、委託者が破綻商品取引員に預託した現金その他委託者の一定債権について、上限を委託者1人当り10,000千円として保護することとなっており、委託者への支払い等に充てるため委託者保護資金を設けております。委託者保護資金の原資の一部には、会員企業から徴収される負担金が充てられ、破綻等に伴う支払いにより委託者保護資金の額が基金の定める造成水準を下回った場合、その差額を会員から徴収することができます。そのため、多額の追加拠出が求められた場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(日本商品委託者保護基金は、商品取引所法第269条第3項に規定される委託者保護業務を行うことを目的として同法の規定に基づいて設立された会員組織の社団であります。)

八.金融先物取引法

金融先物取引法は、金融先物取引を取扱う事業者を規制する法律であり、平成17年7月1日より、当社が取り扱う外国為替保証金取引を金融先物取引の一に含める改正法が施行されております。同法は、金融先物業者としての登録義務のほか、その勧誘行為、広告、自己資本規制比率に対して諸々の規制を定めております。

当社及び当社の役職員が、金融先物取引法等の法令に違反し、登録の取消、改善に必要な 措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に支障をきたし、或いは当社 の業績に影響を及ぼす可能性があります。

二.商品投資にかかる事業の規制に関する法律

当社は商品投資販売業を営むため、商品投資にかかる事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業の許可を受けております。商品投資販売業は、商品投資にかかる事業の規制に関する法律、同法関連法令、自主規制団体の社団法人日本商品投資販売業協会が定めた自主規制ルールの適用を受けております。

当社及び当社の役職員が、商品投資にかかる事業の規制に関する法律等の法令に違反し、 許可の取消、改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社の経営に 支障をきたし、或いは当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ホ.金融商品の販売等に関する法律及び消費者契約法

金融商品の販売等に関する法律は、金融商品の販売等に際しての顧客の保護を図るため、 金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の 賠償責任ならびに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等にかかる勧誘の適正の確保の ための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間に存在する構造的な情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、一定の場合に、消費者が契約の効力を否定することができる旨を規定しております。

当社は、これらの法令に違反することが無いよう法令遵守に努めてまいりましたが、今後 これらの違反が発生した場合には、損害賠償責任が生ずるとともに、顧客からの信頼が失墜 するなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

g. 顧客情報のセキュリティについて

当社の事業におきましては、顧客情報の不正取得・漏洩・改変等による被害の防止が極めて 重要であります。当社では、厳格な個人情報保護のルールに基づいた十分なセキュリティ対策 を講じておりますが、今後個人情報保護における何らかの問題が生じた場合には、顧客からの 信頼が失墜するなど、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

h. 商品先物取引に係る委託手数料の少数委託者への依存について

当社の商品先物取引に係る受取手数料は、その大半が少数の委託者から生じており、今後は、全体的な委託者数を増加させることにより依存状況を解消する方針です。

しかしながら、これらの委託者が何らかの理由により解約した場合には、当社の売上・収益が低下する可能性があり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

i. 今後の事業展開について

商品先物市場を取り巻く環境は、これまで必ずしも明るいとは言えない状況にありましたが、 法改正に伴う健全な市場育成策の推進、オンライン取引の増加など、当社にとって明るい材料 もあります。

当社では、「顧客中心主義」に基づき、いかに変化する顧客ニーズに応え、更なる成長、企業価値の向上を実現していくかが課題となっております。今後、他の商品取引員と競合しながらも継続的な成長を実現させていくために、一層の顧客の利便性の向上、サービスの安定提供、コンプライアンス体制の強化、財務体質の強化を推進する方針であります。

しかし、これらの施策が十分に達成できない場合や、これらの施策が顧客のニーズが十分に 反映されたものではなかった場合には、当社の成長を阻害する要因にもなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

訴訟

平成19年3月期中間決算短信開示日現在、当社が受託した商品先物取引に関して1件の損害賠償請求が提訴され、係争中であります。係争金額は23,125千円であり、商品先物取引に係るリスクの説明義務違反等の違法行為があったとして提起されたものであります。これに対し、当社は何らの違法行為が無いことを主張しておりますが、本訴訟は係争中であるため、現時点で結果を予測するのは困難であります。

事業体制に係るリスク

a. 内部管理体制について

当社では、法令遵守のための内部管理組織の整備をし、法令その他の規則の遵守を徹底するため、代表取締役直属の内部管理部門である監査室と受託業務に係る管理部門である業務管理グループの2部門体制により、顧客からの信頼を維持するよう努めております。

業務管理グループにおいては、委託者保護の徹底、適合性原則()の厳守、不正取引の防止等の観点から、登録外務員の営業活動の監視、顧客の取引状況の管理、電話等による売買動機及び売買目的等のヒアリング等を行い、必要に応じて注意喚起しております。また、注意事項について、改善の見られない顧客については、取引を制限する場合もあります。

当社では、このように内部管理体制の充実に努めておりますが、これらの施策が十分でなく、登録外務員と顧客との間で意思疎通が欠けたこと等に起因する苦情などが発生した場合、もしくは何らかの事故等が発生した場合には、協議和解金の支払い等のための費用が発生し、当社業績に影響を与える可能性があります。

(商品取引所法第215条においては、「適合性の原則」として、「商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。」と規定されております。)

b. 小規模組織について

当社は、平成18年9月30日現在、従業員49名と小規模組織であり、今後の事業拡大とともに人員の育成・増強と内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。しかし、人材の確保及び管理面の強化が予定通り進捗しない場合、業務の組織的な運営を行う上での効率性または管理機能が低下する恐れがあり、業務に支障をきたす可能性があります。

c. 優秀な人材の確保について

当社は、優秀な人材を確保することが、業務の効率化及び生産性の向上による経営の低コスト運営の維持・強化に必要であり、当社の経営の重要な課題と認識しております。

当社は、事業の拡大に応じて優秀な人材の採用等を進め、かつストックオプション制度等の公正なインセンティブプランの実施により、役職員の経営への参画意識及び業績の向上を図るとともに、優秀な人材の定着を図るよう努めてまいります。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合には、当社の事業拡大及び業績の 向上に影響を与える可能性があります。

SBIグループ

a.SBIグループとの関係について

SBIグループは、SBIホールディングス株式会社を中心に、ベンチャー企業などへの投資を行うファンドの設定・運営を行うアセットマネジメント事業、投資家に対して証券取引や商品先物取引などの金融商品を提供する他、株式公開引受・社債引受など投資銀行業務を行うブローカレッジ&インベストメントバンキング事業、住宅ローンや金融商品の比較サイトの運営など金融に関連する幅広いサービスを取扱うファイナンシャル・サービス事業、不動産投資・開発など不動産関連ビジネスを行う「住宅不動産事業」、生活の様々な場面で利用するサービスの比較サイトの運営などを行う「生活関連ネットワーク事業」の5つを中核事業としております。

当社は、ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業の一翼として、グループ内において唯一、商品取引受託業務を専業とする企業であり、独立した経営を行っておりますが、将来のグループの政策変更等により、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

b. 役員の兼任について

当社の非常勤を含む役員7名のうち、SBIホールディングス株式会社との兼任者は2名であり、その氏名並びに当社及びSBIホールディングス株式会社における役職は以下のとおりであります。取締役会長北尾吉孝氏は当社に対する経営方針及び事業運営に関して有用な助言を得ること等を目的として、非常勤監査役高田和弘氏は監査体制強化のため、それぞれ当社が招聘したものであります。

当社における役職	氏名		SBIホールディングス株式会社における役職
取締役会長	北尾	吉孝	代表取締役CEO
監査役(非常勤)	高田	和弘	不動産事業本部不動産関連事業投資ユニット企業審査 部長

株式に係るリスク

a. ストックオプションの付与について

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上及び優秀な人材の確保を目的として、ストックオプションとして新株引受権(成功報酬型ワラント)及び新株予約権を付与しております。

これらの新株引受権または新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、当社株価形成に影響を与える可能性があります。また当社は今後も優秀な人材確保のために、ストックオプションのようなインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しており、今後も新たに新株予約権を付与する可能性があります。

b. ベンチャーキャピタルファンドの持分について

平成18年9月30日現在における当社発行済株式総数は35,457株であり、うちベンチャーキャピタルファンドであるソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号による所有株式数

は6,350株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は17.91%となっております。ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号の組合期間満了日は平成19年6月30日でありますが、当該組合期間満了日に向け所有株式を売却する可能性があります。

4.中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(1)中间負担対別		第6期中間会計期間末 (平成17年9月30日)				第7期中間会計期間末 (平成18年9月30日)			第6期事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)											
流動資産											
1 . 現金及び預金	3,4	958,008			1,349,714			918,052			
2 . 委託者未収金	6	14,861			19,627			44,048			
3 . 保管有価証券	2	477,483			615,175			634,708			
4 . 差入保証金		4,633,138			4,925,178			6,186,097			
5 . 委託者先物取引差 金	5	888,960			969,662			-			
6 . 預託金	3	300,100			200,000			302,500			
7 . 繰延税金資産		10,739			-			8,952			
8 . その他		230,751			188,847			250,352			
9.貸倒引当金	6	3,299			1,451			14,639			
流動資産合計			7,510,742	89.5		8,266,755	88.0		8,330,071	88.9	
固定資産											
(1)有形固定資産	1	22,218		0.3	82,219		0.9	33,769		0.4	
(2)無形固定資産		355,212		4.2	466,291		5.0	408,606		4.3	
(3) 投資その他の資産											
1 . 出資金		167,000			267,000			267,000			
2 . 長期差入保証金		276,173			276,620			271,322			
3 . 繰延税金資産		26,522			-			21,258			
4 . その他	7	35,955			44,505			51,000			
5 . 貸倒引当金	7	5,352			9,053			9,057			
投資その他の資産 合計		500,297		6.0	579,072		6.1	601,523		6.4	
固定資産合計			877,729	10.5		1,127,583	12.0		1,043,898	11.1	
資産合計			8,388,471	100.0		9,394,338	100.0		9,373,970	100.0	
(負債の部)											
流動負債											
1.未払法人税等		15,181			4,651			15,051			
2.賞与引当金		15,805			11,333			14,466			
3.預り証拠金		5,305,860			5,753,726			6,132,460			
4 . 預り証拠金代用有 価証券		477,483			615,175			634,708			
5 . 外国為替取引預り 証拠金		234,624			146,090			149,601			
6.委託者先物取引差 金	5	-			-			9,523			
7 . その他		104,060			110,098			159,377			
流動負債合計			6,153,015	73.3		6,641,076	70.7		7,115,188	75.9	

		第6期中間会計期間末 (平成17年9月30日)				中間会計期間: 18年 9 月30日		第6期事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
固定負債										
1 . 退職給付引当金		4,406			12,726			-		
固定負債合計			4,406	0.1		12,726	0.1		-	-
特別法上の準備金										
1.商品取引責任準備金	4	190,767			211,980			212,980		
特別法上の準備金合 計			190,767	2.3		211,980	2.3		212,980	2.3
負債合計			6,348,189	75.7		6,865,783	73.1		7,328,169	78.2
(資本の部)										
資本金			1,448,518	17.3		-	-		1,448,518	15.5
資本剰余金										
1.資本準備金		548,100			-			548,100		
資本剰余金合計			548,100	6.5		-	-		548,100	5.8
利益剰余金										
1 . 中間(当期)未処 分利益		43,664			-			49,182		
利益剰余金合計			43,664	0.5		-	-		49,182	0.5
資本合計			2,040,282	24.3		-	-		2,045,801	21.8
負債・資本合計			8,388,471	100.0		-	-		9,373,970	100.0
(純資産の部)										
株主資本										
1 資本金			-	-		1,678,219	17.9		-	-
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		-			879,054			-		
資本剰余金合計			-	-		879,054	9.3		-	-
3 利益剰余金										
(1) その他利益剰余金										
繰越利益剰余金		-			29,338			-		
利益剰余金合計			-	-		29,338	0.3		-	-
株主資本合計			-	-		2,527,935	26.9		-	-
新株予約権			-	-		618	0.0		-	_
純資産合計			-	-		2,528,554	26.9		-	-
負債・純資産合計			-	-		9,394,338	100.0		-	-

(2)中間損益計算書

(2) 中間摂益計		(自 平)	用中間会計期間 成17年 4 月 1 成17年 9 月30	日	(自平	第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			第6期事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比(%)	
営業収益			674,513	100.0		541,494	100.0		1,327,779	100.0	
営業費用	1		614,217	91.1		643,230	118.8		1,217,603	91.7	
営業利益又は営業 損失()			60,296	8.9		101,736	18.8		110,176	8.3	
営業外収益	2		1,375	0.2		841	0.2		1,832	0.1	
営業外費用	3		72	0.0		28,652	5.3		2,333	0.1	
経常利益又は経常 損失()			61,599	9.1		129,546	23.9		109,675	8.3	
特別利益											
1.商品取引責任準備金戻入額		5,580			1,000			38,888			
2 . 退職給付引当金戻 入益		2,480			-			3,518			
3 . 貸倒引当金戻入益		1,074			261			1,155			
4 . 前期損益修正益		383			-			1,222			
5 . 受取損害賠償金		-			798			3,701			
6.償却債権取立益		2,927			-			2,927			
7.関連当事者受取手 数料	4	-			78,587			-			
8 . その他		-	12,445	1.9	-	80,646	14.9	241	51,655	3.9	
特別損失											
1.商品取引責任準備 金繰入額		44,394			-			99,916			
2.固定資産除却損		-			123			520			
3 . その他		1	44,396	6.6	-	123	0.0	1	100,439	7.6	
税引前中間(当期) 純利益又は税引前 中間純損失()			29,648	4.4		49,023	9.0		60,891	4.6	
法人税、住民税及 び事業税		11,231			1,425			29,904			
過年度法人税等戻 入額		-			2,138			-			
法人税等調整額		15,713	26,944	4.0	30,211	29,497	5.5	22,764	52,669	4.0	
中間(当期)純利 益又は中間純損失 ()			2,703	0.4		78,520	14.5		8,222	0.6	
前期繰越利益			40,960			-			40,960		
中間(当期)未処 分利益			43,664			-			49,182		

(3)中間株主資本等変動計算書

第7期中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

77 7 71 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	(1 1/J 1 H		1 3/JOOH)	ı	
		株主	資本			純資産合計
		資本剰余金	利益剰余金	株主資本	新株予約権	
	資本金	資本準備金	繰越利益 剰余金	体工員中 合計		
平成18年3月31日残高(千円)	1,448,518	548,100	49,182	2,045,801	721	2,046,522
中間会計期間中の変動額						
新株の発行(千円)	229,701	330,953		560,655	102	560,552
剰余金の配当 (千円)				1		1
中間純損失()(千円)			78,520	78,520		78,520
その他株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (千円)				-	0	0
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	229,701	330,953	78,520	482,134	102	482,031
平成18年9月30日残高(千円)	1,678,219	879,054	29,338	2,527,935	618	2,528,554

(4)中間キャッシュ・フロー計算書

(4)中间キャッシュ				I
		第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第6期事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額 (千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間純損失 ()又は税引前中 間(当期)純利益		29,648	49,023	60,891
減価償却費		64,728	87,313	136,367
貸倒引当金の増減額 (減少:)		1,976	13,192	17,022
賞与引当金の減少額		9,310	3,133	10,648
退職給付引当金の増 減額(減少:)		10,645	16,702	19,027
商品取引責任準備金 の増減額(減少:)		38,814	1,000	61,027
固定資産除売却損		-	123	520
受取利息及び受取配 当金		41	131	298
受取損害賠償金		256	798	3,701
関連当事者受取手数 料		-	78,587	-
その他特別利益		2,927	-	2,927
新株発行費償却		72	-	72
株式交付費		-	14,474	-
株式上場費用		-	13,222	-
分離保管預金の減少 額		662,595	-	662,595
その他預金の減少額	2	44,277	11,149	39,582
商品取引責任準備預 金の増減額(増加:)		181,419	24,214	236,212
委託者未収金の増減 額(増加:)		10,971	25,321	29,091
保管有価証券の増減 額(増加:)		107,897	19,532	49,327
商品取引責任準備預 託金の減少額		151,953	-	151,953
その他営業債権の増 減額(増加:)		90,657	59,619	164,589
その他営業債務の増減額(減少:)		233,954	61,001	222,997
委託者先物取引差金 (借方)の増減額(増 加:)		355,540	969,662	1,244,500

				1
		第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第6期事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
委託者先物取引差金 (貸方)の増減額(減 少:)		-	9,523	9,523
差入保証金の増減額 (増加:)		3,453,031	1,260,919	5,005,990
預り証拠金の増減額 (減少:)		65,314	398,266	918,510
外国為替取引預り証 拠金の減少額		3,474	3,510	88,497
預託金の減少額		2,328,511	15,514	2,358,842
未収消費税等の増減 額(増加:)		-	258	1,729
未払消費税等の減少 額		6,965	-	9,279
その他		-	270	-
小計		261,011	82,811	182,909
利息及び配当金の受 取額		42	131	298
償却債権の取立額		2,927	-	2,927
損害賠償金の受取額		256	798	3,701
関連当事者受取手数 料の受取額		-	78,587	-
法人税等の支払額		19,794	9,840	38,424
営業活動による キャッシュ・フロー		277,580	152,487	214,407

		第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第6期事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額 (千円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		2,823	56,389	19,570
無形固定資産の取得 による支出		93,020	240,104	167,673
長期前払費用の増加 による支出		6	1,121	6
出資金の増加による 支出		-	-	100,000
貸付金の回収による 収入		500	-	920
長期差入保証金の増 加による支出		9,474	5,814	22,527
長期差入保証金の減 少による収入		100,000	2,501	115,047
その他		-	2,000	19,200
投資活動による キャッシュ・フロー		4,824	302,927	213,009
財務活動による キャッシュ・フロー				
株式の発行による収 入		28,323	546,078	28,323
株式上場費用の支出 額		-	15,597	-
財務活動による キャッシュ・フロー		28,323	530,481	28,323
現金及び現金同等物の 増減額(減少:)		254,081	380,041	399,093
現金及び現金同等物の 期首残高		1,333,475	934,382	1,333,475
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末)残高		1,079,394	1,314,423	934,382

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
1.資産の評価基準及び評価	(1)有価証券	(1)有価証券	(1)有価証券
方法	その他有価証券	その他有価証券	その他有価証券
	時価のあるもの	-	時価のあるもの
	中間決算期末日の市場価格		決算期末日の市場価格等に
	等に基づく時価法(評価差額		基づく時価法(評価差額は全
	は全部資本直入法により処理		部資本直入法により処理し、
	し、売却原価は移動平均法に		売却原価は移動平均法により
	より算定)によっております。		算定)によっております。
	時価のないもの		時価のないもの
	移動平均法による原価法に		移動平均法による原価法に
	よっております。		よっております。
	 保管有価証券	保管有価証券	保管有価証券
	商品取引所法施行規則第39条	同左	同左
	の規定により商品取引所が定め		
	た充用価格によって評価してお		
	ります。主な有価証券の充用価		
	格は次のとおりであります。		
	利付国債証券		
	額面金額の85%		
	社債 (上場銘柄)		
	額面金額の65%		
	株券(一部上場銘柄)		
	時価の70%相当額		
	倉荷証券		
	時価の70%相当額		
	(2) デリバティブ	(2) デリバティブ	(2) デリバティブ
	時価法を採用しております。	同左	同左
2.固定資産の減価償却の方	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産	(1)有形固定資産
法	定率法を採用しております。	同左	同左
	主な耐用年数は次のとおりで		
	す。		
	建物 13年~15年		
	器具及び備品 5年~15年 		
	(2)無形固定資産	(2)無形固定資産	(2)無形固定資産
	定額法を採用しております。	同左	同左
	なお、自社利用のソフトウェ		
	アについては、社内における利		
	用可能期間(5年)に基づく定		
	額法を採用しております。		
	(3) 少額減価償却資産	(3) 少額減価償却資産	(3) 少額減価償却資産
	取得価額が10万円以上20万円	同左	同左
	未満の資産については、3年間		
	で均等償却を行っております。 (4) 馬期前が悪円	(4) 医蜘蛉北弗四	(4) 医蜘蛛状 弗巴
	(4)長期前払費用	(4)長期前払費用	(4)長期前払費用
つ 場が姿をの加加させ	定額法を採用しております。	同左	同左 - 新性系行费
3.繰延資産の処理方法 	新株発行費 	-	新株発行費 発生時に一括償却しておりま
	発生時に一括償却しておりま オ		
	す。		す。

項目	第6期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第 6 期事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 . 引当金及び特別法上の準 備金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備	(1)貸倒引当金 同左	(1)貸倒引当金 同左
	えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不		
	能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
	従業員の賞与の支給に備える ため、将来の支給見込額のうち 当中間会計期間の負担額を計上 しております。	同左	従業員の賞与の支給に備える ため、将来の支給見込額のうち 当期の負担額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債 務(直近の年金財政計算上の責 任準備金を退職給付債務とする 簡便法による)及び年金資産の 見込額に基づき、当中間会計期	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債 務(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする 簡便法による)及び年金資産の 見込額に基づき、期末において
	間末において発生していると認められる額を計上しております。		発生していると認められる額を 計上しております。当事業年度 末においては、年金資産が退職 給付債務を超過しているため、 前払年金費用として3,976千円 を「投資その他の資産」の「そ の他」に含めて表示しておりま す。
	(4) 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失 に備えるため、商品取引所法第 221条の規定に基づき、同施行規 則に定める額を計上しておりま す。	(4)商品取引責任準備金 同左	(4)商品取引責任準備金 同左
5.営業収益の計上基準	(1)受取手数料 商品先物取引 委託者の売付け又は買付けに 係る取引が成立したときに計上 しております。	(1)受取手数料 商品先物取引 同左	(1)受取手数料 商品先物取引 同左
	商品ファンド 取引成立日に計上しておりま す。	商品ファンド 同左	商品ファンド 同左
	外国為替保証金取引 委託者の売付け又は買付けに 係る取引が成立したときに計上 しております。	外国為替保証金取引 同左	外国為替保証金取引 同左
	(2)売買損益 商品先物取引 反対売買により取引を決済し	(2)売買損益 商品先物取引 同左	(2) 売買損益 商品先物取引 同左
	たときに計上しております。		

項目	第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
6.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移	同左	同左
	転すると認められるもの以外のフ		
	ァイナンス・リース取引について		
	は、通常の賃貸借取引に係る方法		
	に準じた会計処理によっておりま		
	す。		
7.中間キャッシュ・フロー	手許現金、随時引き出し可能な	同左	同左
計算書(キャッシュ・フ	預金及び容易に換金可能であり、		
ロー計算書)における資	かつ、価値の変動について僅少な		
金の範囲	リスクしか負わない取得日から3		
	ヶ月以内に償還期限の到来する短		
	期投資からなっております。		
8. その他中間財務諸表(財	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
務諸表)作成のための基	税抜方式によっております。	税抜方式によっております。	税抜方式によっております。
本となる重要な事項	なお、仮払消費税等及び仮受消	なお、仮払消費税等及び仮受消	
	費税等は相殺のうえ、流動負債の	費税等は相殺のうえ、流動資産の	
	「その他」に含めて表示しており	「その他」に含めて表示しており	
	ます。	ます。	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
(営業収益の計上基準)	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する	(営業収益の計上基準)
	会計基準)	
平成17年5月1日施行の「商品先物取引業	当中間会計期間より、「貸借対照表の純資	平成17年5月1日施行の「商品先物取引業
統一経理基準」の改正に伴い、商品先物取引	産の部の表示に関する会計基準」(企業会計	統一経理基準」の改正に伴い、商品先物取引
における受取手数料の計上時期を決済日か	基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借	における受取手数料の計上時期を決済日か
ら約定日へ変更しております。	対照表の純資産の部の表示に関する会計基	ら約定日へ変更しております。
この変更により、従来の方法によった場合	準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第	この変更により、従来の方法によった場合
に比べ、営業収益が20,100千円増加してお	8号 平成17年12月9日)を適用しておりま	に比べ、営業収益が22,408千円増加してお
り、その結果、営業利益、経常利益及び税引	す。	り、その結果、営業利益、経常利益及び税引
前中間純利益もそれぞれ20,100千円増加し	従来の資本の部の合計に相当する金額は	前当期純利益もそれぞれ22,408千円増加し
ております。	2,527,935千円であります。	ております。
	なお、当中間会計期間における中間貸借対	
	照表の純資産の部については、中間財務諸表	
	等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表	
	等規則により作成しております。	
(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
当中間会計期間より、固定資産の減損に係		当事業年度より、固定資産の減損に係る会
る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基		計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の
準の設定に関する意見書」(企業会計審議会		設定に関する意見書」(企業会計審議会 平
平成14年8月9日))及び「固定資産の減損		成14年8月9日))及び「固定資産の減損に
に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準		係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適
適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用		用指針第6号 平成15年10月31日)を適用し
しております。		ております。
これによる損益に与える影響はありませ		これによる損益に与える影響はありませ
h.		<i>h</i> .

追加情報

		_
第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
平成17年5月1日施行の「商品先物取引業		当事業年度に商品取引所法等の改正に伴う
統一経理基準」の改正に伴い、下記の記載を		「商品先物取引業統一経理基準」が改正され
変更しております。		たことに伴い、財務諸表等の様式が改定され
		ております。
(中間貸借対照表関係)		(貸借対照表関係)
第5期事業年度における「預り委託証拠金」		従来、商品取引責任準備金相当額を日本商
は「預り証拠金」として、「預り委託証拠金		品先物取引協会へ金銭で預託していました
代用有価証券」は「預り証拠金代用有価証券」		が、同協会の「商品取引責任準備金の積み立
として表示しております。		て等に関する規則」の改正により、自社の預
		金口座に積み立てております。これに伴い、
		従来「商品取引責任準備預託金」として計上
		していましたが、「現金及び預金」として計
		上することとしました。この結果、従来の方
		法によった場合と比べ「現金及び預金」は
		236,212千円増加しております。
(中間キャッシュ・フロー計算書関係)		
第5期事業年度における「預り委託証拠金		
の増減額」は、「預り証拠金の増減額」とし		
て表示しております。		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第6期中間会計期間末 (平成17年9月30日)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

22.915千円

2.担保に供している資産の内訳及び対応 する債務の内訳は次のとおりでありま す。

担保資産

保管有価証券

473.021千円

上記の保管有価証券は取引証拠金の代 用として465,075千円を株式会社日本商 品清算機構へ、7,945千円を受託取引員へ 預託しております。

なお、担保付債務はありません。

3.分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づく 委託者資産保全措置を講じております。 商品取引所法施行規則第98条第1項第 2号に基づく委託者保護基金への預託額

預託金 300.000千円

なお、同法施行規則第97条第1項に基 づく当社が所定の金融機関に預託して分 離保管しなければならない資産の額は、 42.188千円であります。

また、外国為替保証金取引にかかる預 り証拠金等の委託者に帰属する資産を金 融先物取引法第91条の規定に基づいて区 分管理している資産の内訳は次のとおり であります。

現金及び預金

14.105千円

4. 商品取引責任準備金

商品取引責任準備金の積立は、商品取 引所法第221条の規定に基づき、同法施行 規則に定める額を計上しております。

なお、従来、日本商品先物取引協会の 定款に基づき、この積立額に相当する額 の現金を日本商品先物取引協会に預託し ておりましたが、平成17年5月の商品取 引所法の改正により、この積立額に相当 する額の現金を翌月に商品取引責任準備 預金として自社の口座に積み立てており ます。

第7期中間会計期間末 (平成18年9月30日)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

30.718千円

2.担保に供している資産の内訳及び対応 する債務の内訳は次のとおりでありま

担保資産

保管有価証券

615,175千円

上記の保管有価証券は取引証拠金の代 用として610,774千円を株式会社日本商 品清算機構へ、4,401千円を受託取引員へ 預託しております。

なお、担保付債務はありません。

3.分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づく 委託者資産保全措置を講じております。

商品取引所法施行規則第98条第1項第 2号に基づく委託者保護基金への預託額

預託金 200.000千円

なお、同法施行規則第97条第1項に基 づく当社が所定の金融機関に預託して分 離保管しなければならない資産の額は、 15.642千円であります。

また、外国為替保証金取引にかかる預 り証拠金等の委託者に帰属する資産を金 融先物取引法第91条の規定に基づいて区 分管理している資産の内訳は次のとおり であります。

現金及び預金

7.651千円

4. 商品取引責仟準備金

商品取引責任準備金の積立は、商品取 引所法第221条の規定に基づき、同法施行 規則に定める額を計上しております。

この積立額に相当する額の現金を翌月 に商品取引責任準備預金として自社の口 座に積み立てております。

第6期事業年度末 (平成18年3月31日)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

22.098千円

2. 担保に供している資産の内訳及び対応 する債務の内訳は次のとおりでありま す。

担保資産

保管有価証券

629,912千円

上記の保管有価証券は取引証拠金の代 用として625,148千円を株式会社日本商 品清算機構へ、4,764千円を受託取引員へ 預託しております。

なお、担保付債務はありません。

3.分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づく 委託者資産保全措置を講じております。 商品取引所法施行規則第98条第1項第 2号に基づく委託者保護基金への預託額 預託金 300.000千円

なお、同法施行規則第97条第1項に基 づく当社が所定の金融機関に預託して分 離保管しなければならない資産の額は、 28.657千円であります。

また、外国為替保証金取引にかかる預 り証拠金等の委託者に帰属する資産を金 融先物取引法第91条の規定に基づいて区 分管理している資産の内訳は次のとおり であります。

現全及7/預全

18.800千円

4.商品取引責任準備金

商品取引責任準備金の積立は、商品取 引所法第221条の規定に基づき、同法施行 規則に定める額を計上しております。

なお、従来、日本商品先物取引協会の 定款に基づき、この積立額に相当する額 の現金を日本商品先物取引協会に預託し ておりましたが、平成17年5月の商品取 引所法の改正により、この積立額に相当 する額の現金を翌月に商品取引責任準備 預金として自社の口座に積み立てており ます。

第 6 期中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)	第7期中間会計期間末 (平成18年9月30日)	第 6 期事業年度末 (平成18年 3 月31日)
5.委託者先物取引差金	5.委託者先物取引差金	5.委託者先物取引差金
委託者の未決済玉を決済したと仮定し	同左	同左
て計算した委託者の売買損(売買益)相		
当額を、委託者に代わって株式会社日本		
商品清算機構に立替払いした(株式会社		
日本商品清算機構から預かった)金額で		
あります。		
この金額は、すべての委託者の各商品		
取引所の商品ごとに差損益金を算定した		
上でこれらを合計して算出したものであ		
ります。		
6 . 委託者未収金のうち証拠金等によって	6 . 委託者未収金のうち証拠金等によって	6 . 委託者未収金のうち証拠金等によって
担保されていない金額は12,291千円であ	担保されていない金額は11,753千円であ	担保されていない金額は31,977千円であ
ります。なお、当該無担保未収金に対し、	ります。なお、当該無担保未収金に対し、	ります。なお、当該無担保未収金に対し、
貸倒引当金を3,299千円設定しておりま	貸倒引当金を1,451千円設定しておりま	貸倒引当金を14,639千円設定しておりま
す。	す。	す。
7 . 発生後1年を超えている委託者未収金	7 . 発生後1年を超えている委託者未収金	7.発生後1年を超えている委託者未収金
のうち証拠金等によって担保されていな	のうち証拠金等によって担保されていな	のうち証拠金等によって担保されていな
い金額は5,567千円であります。なお、当	い金額は15,542千円であります。なお、	い金額は16,443千円であります。なお、
該無担保未収金に対し、貸倒引当金を	当該無担保未収金に対し、貸倒引当金を	当該無担保未収金に対し、貸倒引当金を
5,352千円設定しております。	9,053千円設定しております。	9,057千円設定しております。

(中間損益計算書関係)

第 6 期中間会計 (自 平成17年 4 月 至 平成17年 9 月	1日	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)		第 6 期事業 (自 平成17年 4 至 平成18年 3	4月1日	
1.減価償却実施額		1 . 減価償却実施額		1.減価償却実施額		
有形固定資産	2,966千円	有形固定資産	8,681千円	有形固定資産	7,642千円	
無形固定資産	60,100千円	無形固定資産	77,419千円	無形固定資産	124,859千円	
長期前払費用	1,661千円	長期前払費用	1,212千円	長期前払費用	3,865千円	
2 . 営業外収益のうち主要	2 . 営業外収益のうち主要なもの		2 . 営業外収益のうち主要なもの		2 . 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	28千円	受取利息	131千円	受取利息	281千円	
消費税差額	900千円			消費税差額	798千円	
3 . 営業外費用のうち主要	要なもの	3 . 営業外費用のうち	主要なもの	3.営業外費用のうちま	E要なもの	
新株発行費償却	72千円	株式交付費	14,474千円	新株発行費償却	72千円	
		株式上場費用	13,222千円	株式上場費用	2,261千円	
4		4. SBIホールディ: 商品先物取引受託に	, ,	4		
		ります。				

(中間株主資本等変動計算書関係)

第7期中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第6期事業年度末 株式数(株)	第7期中間会計期間 増加株式数(株)	第7期中間会計期間 減少株式数(株)	第7期中間会計 期間末株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	31,756	3,701	-	35,457
合計	31,756	3,701	-	35,457
自己株式				
-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)普通株式の発行済株式総数の増加3,701株は、一般公募による新株発行3,500株及び新株予約権の権利行使による新株発行201株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権の	新株予約権の目的となる株式の数(株)				第7期
新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	第6期 事業年度末	第7期 中間会計 期間増加	第7期 中間会計 期間減少	第7期中間 会計期間末	中間会計 期間末残高 (千円)
平成13年新株予約権(注)1	普通株式	1,118	-	173	945	618
平成14年新株予約権(注)2	普通株式	388	-	39	349	-
平成15年新株予約権(注)3	普通株式	80	-	10	70	-
平成17年新株予約権(注)4	普通株式	1,093	-	25	1,068	-
合計	-	2,679	-	247	2,432	618

- (注) 1. 平成13年新株予約権は平成13年改正前商法に基づく新株引受権付社債の新株引受権部分であります。 なお、第7期中間会計期間の減少は、権利行使によるもの及び端株制度の廃止による端数処理に伴うも のであります。
 - 2.第7期中間会計期間の減少は権利行使によるものであります。
 - 3. 第7期中間会計期間の減少は権利行使によるものであります。
 - 4.第7期中間会計期間の減少は退職等による新株予約権の権利の喪失によるものであります。
 - 3.配当に関する事項
 - (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が第7期中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第 6 期中間会計期 (自 平成17年 4 月 至 平成17年 9 月:	1日	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)		第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	
1 . 現金及び現金同等物の	中間期末残高と	1 . 現金及び現金同等物の	D中間期末残高と	1 . 現金及び現金同等物の期末残高と貸借	
中間貸借対照表に掲記さ	れている科目の	中間貸借対照表に掲記る	されている科目の	対照表に掲記されている	る科目の金額との
金額との関係		金額との関係		関係	
(平成17年	9月30日現在)	(平成18年	₹9月30日現在)	(平成18年	F 3 月31日現在)
現金及び預金	958,008千円	現金及び預金	1,349,714千円	現金及び預金	918,052千円
有価証券	59,099千円	商品取引責任準備預金	211,997千円	商品取引責任準備預金	236,212千円
商品取引責任準備預金	181,419千円	預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	184,357千円	預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	271,342千円
預託金に含まれる委託 者保護基金余剰預託額	257,811千円	その他預金	7,651千円	その他預金	18,800千円
その他預金	14,105千円	現金及び現金同等物	1,314,423千円	現金及び現金同等物	934,382千円
現金及び現金同等物	1,079,394千円				
2.その他預金とは、外国	為替保証金取引	2 . 同左		2 . 同左	
にかかる預り証拠金等の	委託者に帰属す				
る資産を、金融先物取引	法第91条の規定				
に基づいて区分管理している資産であり					
ます。					

(リース取引関係)

第6期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償 却累計 額相当 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)
器具及び備品	98,585	59,079	39,505
合計	98,585	59,079	39,505

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内 18.783千円 1年超 24,041千円 合計 42,824千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額

> 支払リース料 12,612千円 減価償却費相当額 10,890千円 支払利息相当額 1,534千円

- (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。

第7期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 平成18年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償 却累計 額相 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)
器具及び備品	74,856	53,482	21,374
合計	74,856	53,482	21,374

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	16,186千円
1 年超	7,669千円
合計	23,856千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額

支払リース料 9,824千円 減価償却費相当額 8,432千円 支払利息相当額 907千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法 同左

第6期事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)
器具及び備品	86,377	56,346	30,030
合計	86,377	56,346	30,030

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年超	16,010千円
	33,019千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額

支払リース料 23,622千円 減価償却費相当額 20,365千円 支払利息相当額 2,738千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

(有価証券関係)

第6期中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

1.時価評価されていない主な有価証券の内容

	第 6 期中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)
	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
中期国債ファンド	59,099

第7期中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

1 . 時価評価されていない主な有価証券の内容 該当事項はありません。

第6期事業年度末(平成18年3月31日現在)

1.時価評価されていない主な有価証券の内容 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第6期中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

区分	種類		期中間会計期 成17年 9 月30	
		契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	現物先物取引			
	農産物 買建	577	577	-
合計		577	577	-

(注) 時価の算定方法は、各商品取引所における最終約定値段であります。

第7期中間会計期間末(平成18年9月30日現在) デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況 決算期末におけるデリバティブ取引の契約額はありません。

第6期事業年度末(平成18年3月31日現在) デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況 決算期末におけるデリバティブ取引の契約額はありません。

(持分法損益等)

第6期中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 該当事項はありません。

第7期中間会計期間(自 平成 18年4月1日 至 平成 18年9月30日) 該当事項はありません。

第6期事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 64,248.72円	1 株当たり純資産額 71,313.27円	1株当たり純資産額 64,422.51円
1 株当たり中間純利益 85.54円	1 株当たり中間純損失 2,296.41円	1 株当たり当期純利益 259.55円
なお、潜在株式調整後1株当たり	なお、潜在株式調整後1株当たり	なお、潜在株式調整後1株当たり
中間純利益については、ストックオ	中間純利益については、ストックオ	当期純利益については、ストックオ
プション制度導入に伴う新株引受権	プション制度導入に伴う新株予約権	プション制度導入に伴う新株引受権
及び新株予約権の残高はあります	の残高はありますが、中間純損失が	及び新株予約権の残高はあります
が、当社株式は非上場であり、かつ	計上されているため記載しておりま	が、当社株式は非上場であり、かつ
店頭登録もしていないため、期中平	せん。	店頭登録もしていないため、期中平
均株価が把握できませんので記載し		均株価が把握できませんので記載し
ておりません。		ておりません。

(注)1株当たり中間純損失()又は中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 6 期中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	第 6 期事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
中間純損失()又は中間(当期)純利益(千円)	2,703	78,520	8,222
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(-)
普通株式に係る中間純損失()又は中間(当期)純利益(千円)	2,703	78,520	8,222
期中平均株式数(株)	31,604	34,193	31,680
希薄化効果を有しないため、潜在株式調	平成14年7月23日臨	平成14年7月23日臨	平成14年7月23日臨
整後1株当たり中間(当期)純利益の算	時株主総会決議及び平	時株主総会決議及び平	時株主総会決議及び平
定に含めなかった潜在株式の概要	成14年7月23日取締役	成14年7月23日取締役	成14年7月23日取締役
	会決議に基づく新株予	会決議に基づく新株予	会決議に基づく新株予
	約権408個	約権349個	約権388個
	平成14年7月23日臨	平成14年7月23日臨	平成14年7月23日臨
	時株主総会決議及び平	時株主総会決議及び平	時株主総会決議及び平
	成15年3月24日取締役	成15年3月24日取締役	成15年3月24日取締役
	会決議に基づく新株予	会決議に基づく新株予	会決議に基づく新株予
	約権105個	約権70個	約権80個
	平成17年6月16日定	平成17年6月16日定	平成17年6月16日定
	時株主総会決議及び平	時株主総会決議及び平	時株主総会決議及び平
	成17年6月16日取締役	成17年6月16日取締役	成17年6月16日取締役
	会決議に基づく新株予	会決議に基づく新株予	会決議に基づく新株予
	約権1,143個	約権1,068個	約権1,093個
	平成13年8月6日臨	平成13年8月6日臨	平成13年8月6日臨
	時株主総会決議に基づ	時株主総会決議に基づ	時株主総会決議に基づ
	く新株引受権付社債の	く新株引受権付社債の	く新株引受権付社債の
	新株引受権部分	新株引受権部分945株	新株引受権部分
	1,152.12株		1,118.04株

(重要な後発事象)

第 6 期中間会計期間	第 7 期中間会計期間	第 6 期事業年度
(自 平成17年 4 月 1 日	(自 平成18年 4 月 1 日	(自 平成17年 4 月 1 日
至 平成17年 9 月30日)	至 平成18年 9 月30日)	至 平成18年 3 月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

5. 生産、受注及び販売の状況

(1) 受取手数料

当中間会計期間の受取手数料は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)	
商品先物取引			
現物先物取引			
農産物市場	184,954	64.0	
砂糖市場	10,872	191.4	
貴金属市場	124,989	285.8	
ゴム市場	57,717	123.8	
石油市場	138,593	72.3	
アルミニウム市場	1,757	97.9	
小計	518,884	89.7	
現金決済取引			
石油市場	17,403	187.0	
小計	17,403	187.0	
商品先物取引計	536,287	91.2	
外国為替取引			
外国為替保証金取引	5,423	45.3	
外国為替取引計	5,423	45.3	
商品投資販売業			
商品ファンド	260	95.1	
商品投資販売業計	260	95.1	
合計	541,972	90.3	

⁽注)1.消費税等は含まれておりません。

(2) 売買損益

当中間会計期間の売買損益は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	37	994.7
砂糖市場	187	(注)2
ゴム市場	28	(注)2
石油市場	300	50.0
合計	478	88.2

(注)1.消費税等は含まれておりません。

2.前年度同期の売買損益が、マイナスのため記載しておりません。

(3) 商品先物取引の売買高の状況

当中間会計期間の売買高は、次のとおりであります。

区分	委託(枚)	前年同期比	自己(枚)	前年同期比	合計(枚)	前年同期比
TB 4/m 44- 4/m BD 3		(%)		(%)		(%)
現物先物取引						
農産物市場	159,088	70.4	446	92.7	159,534	70.5
砂糖市場	15,383	247.9	86	86.0	15,469	245.3
貴金属市場	269,370	408.0	0	-	269,370	407.9
ゴム市場	119,276	185.5	12	75.0	119,288	185.5
石油市場	273,669	92.9	972	101.3	274,641	92.9
アルミニウム市場	3,162	114.0	0	-	3,162	114.0
小計	839,948	127.3	1,516		841,464	127.2
現金決済取引						
石油市場	24,411	128.9	0	(注)1 -	24,411	128.9
小 計	24,411	128.9	0	(注)1 -	24,411	128.9
合 計	864,359	127.3	1,516	97.0	865,875	127.3

(注)1.前年同期の自己売買高は、自己売買を行っていないため、0枚であります。

2. 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりです。

		前中間会計	期間	当中間会計期間		
		自 平成17年4月 1日		自 平成18年4月 1日		
		至 平成17年9月30日 至 平成18年9月30日			9月30日	
取引所名	商品名	委託売買高(枚)	割合(%)	委託売買高(枚)	割合(%)	
東京穀物商品取引所	Non-GMO大豆	139,856	20.6	95,732	11.1	
	とうもろこし	35,203	5.2	28,241	3.3	
東京工業品取引所	ガソリン	144,989	21.4	177,316	20.5	
	ゴム	64,306	9.5	119,276	13.8	
	金	37,105	5.5	163,641	18.9	
	灯油	49,687	7.3	36,326	4.2	
	白金	20,936	3.1	85,832	9.9	
中部商品取引所	ガソリン	63,059	9.3	38,568	4.5	
	灯油	36,787	5.4	21,459	2.5	

- 3.市場別売買高及び商品別の委託売買高には、関連当事者受取手数料に係る売買高 20,096 枚が含まれております。
- 4.商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金 1 枚は 1kg、銀 1 枚は 60kg というように 1 枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

(4) 商品先物取引の未決済建玉の状況

当社の商品先物取引に関する売買高のうち、当中間会計期間末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

				- 前午日期レ		おケロサル
区分	委託(枚)	前年同期比(%)	自己(枚)	前年同期比	合計(枚)	前年同期比
	\\ \(\frac{1}{1}\)	33 1 1 3243 20 (70)	- C(1X)	(%)	HH (127)	(%)
現物先物取引						
農産物市場	7,740	84.8	0	-	7,740	84.8
砂糖市場	712	218.4	0	-	712	218.4
貴金属市場	6,136	200.3	0	-	6,136	200.3
ゴム市場	900	71.5	0	-	900	71.5
石油市場	3,533	48.3	0	-	3,533	48.3
アルミニウム市場	98	70.5	0	-	98	70.5
小計	19,119	90.1	0	-	19,119	90.1
現金決済取引						
石油市場	726	97.8	0	-	726	97.8
小計	726	97.8	0	-	726	97.8
合 計	19,845	90.3	0	-	19,845	90.3

(5) 外国為替保証金取引 取引高

当中間会計期間の取引高は、次のとおりであります。

区分		取引高	前年同期比(%)
米ドル	(百万ドル)	3,606	44.5
ユーロ	(百万ユーロ)	726	28.4
英ポンド	(百万ポンド)	740	70.7
豪ドル	(百万ドル)	537	79.4
ニュージーランドドル	(百万ドル)	932	203.1
カナダドル	(百万ドル)	160	29.1

⁽注)上記金額は、顧客との相対取引による各通貨ごとの取引高であります。